

暴力団排除に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなすものとする。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。

(4) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあっては、その役員（条例第2条第3号アに規定する役員をいう。）及び支店又は常時契約を締結する事務所の代表者

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者

(5) 再委託契約等 契約の一部を第三者に行わせる契約をいう。

(6) 不当介入 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）からの業務の妨害その他の不当な手段による要求をいう。

(契約からの暴力団等の排除)

第3条 買受者は、暴力団等と再委託契約等を締結してはならない。

2 買受者は、再委託契約等を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該再委託契約等に定めなければならない。

3 買受者は、再委託契約等の相手方が暴力団等であることが判明したときは、売払者に報告しなければならない。

4 買受者は、暴力団等に請負代金債権を譲渡してはならない。

5 買受者は、本契約の履行に伴い不当介入を受けたときは、売払者に報告するとともに、兵庫県高砂警察署長（以下「警察署長」という。）へ届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。第三者に行わせる場合において、当該第三者が不当介入を受けたときも同様とする。

(役員等に関する情報提供)

第4条 売払者は、買受者又は再委託契約等の相手方が暴力団等に該当するかどうかを確認するため、買受者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

(情報の利用)

第5条 売払者は、買受者から提供された情報を警察署長に提供することができる。

2 売払者は、買受者及び再委託契約等の相手方が暴力団等に該当するかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

3 売払者は、警察署長から得た情報を他の業務において条例の目的に従い暴力団を排除するために利用し、又は高砂市関係組織に条例の目的に従い提供することができる。

(買受者が暴力団等であった場合の売払者の解除権)

第6条 売払者は、買受者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告も要せず直ちに本契約を解除することができる。

(1) 暴力団等であることが判明したとき。

(2) 暴力団等であると知りながら、その者を再委託契約等の相手方としていたとき。

(3) 暴力団等に請負代金債権を譲渡していたとき。

(4) 暴力団等を再委託契約等の相手方としていた場合において、売払者が買受者に対して当該契約の解除を求め、買受者がこれに従わなかったとき。

2 買受者が前項各号のいずれかに該当し、売払者が本契約を解除した場合において、買受者は、契約金

額（単価契約の場合は、契約単価に契約期間における予定数量を乗じて算出した額に取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。以下同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として売払者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 買受者が第1項の規定により本契約を解除された場合において、売払者に損害が生じたときであつて、前項の違約金によってはその損害の全部を補うことができないときは、買受者は、その不足額を賠償するものとする。
- 4 第1項の規定による解除に伴い、買受者に損害が生じても、買受者は、売払者に対してその損害を請求することはできない。

（誓約書の提出等）

第7条 買受者は、本契約の契約金額が200万円を超える場合には、売払者に対し、本契約の締結時までに、次に掲げる事項を記載した誓約書（高砂市指定様式。以下「誓約書」という。）を提出するものとする。

- (1) 買受者は、暴力団等に該当しないこと。
 - (2) 再委託契約等を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約等の相手方としないこと。
 - (3) 買受者は、暴力団等に請負代金債権を譲渡しないこと。
 - (4) 買受者が前3号に掲げるもののほか、本契約書及び本契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他売払者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
 - (5) 売払者が、買受者又は再委託契約等の相手方が暴力団等に該当するのを確認するために、その役員等についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、買受者は、その役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を売払者に提出すること。
 - (6) 買受者は、本契約の履行に伴い不当介入を受けたときには、売払者に報告するとともに、警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (7) 買受者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、買受者に報告するとともに、売払者にも報告し、警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。
 - (8) 買受者は、再委託契約等の相手方から不当介入を受けたという報告を受けたとき又は再委託契約等の相手方が当該再委託契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、売払者に報告するとともに、警察署長へ届け出て、当該再委託契約等の相手方とともに捜査上必要な協力をするこ
と。
- 2 買受者は、前項の規定により誓約書を提出する必要がある場合であっても、売払者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。

（買受者からの協力要請）

第8条 買受者は、この特約に定める事項を履行するに当たって必要がある場合には、売払者及び警察署長に協力を求めることができる。